

**10月の税務と労務の手続提出期限**  
[提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]

- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月～9月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

**当事務所よりひと言**

藤崎社会保険労務士事務所の藤崎です。この度、藤崎社労士事務所便9月号を送付させていただきました。今回は新型コロナウイルス感染の療養期間の短縮と給与補償について、10月から引き上げられる雇用保険料、賃金不払残業の取り組み事例等紹介しております。またコラムでは、最低賃金についての新聞記事を掲載しました。是非、ご覧ください。

**コラム～「最賃22道県目安額超」(2022年8月24日 南日本新聞掲載 一部修正)～**

**必ずチェック**  
**最低賃金!**  
使用者も、労働者も。



目安通りで過去最大。増加率は3.3%になる。時給961円は「早期に千円以上」とする政府目標とほいまだ開きがある。国が地域ごとに30円または31円の引き上げ額を目安として示していた。岩手、

2022年度の最低賃金の引き上げ額が23日、全都道府県で出そろった。国は地域ごとに引き上げの目安額を示しており、鹿児島など2道県が1〜3円上乗せした。21年度の7県から約3倍に増えた。厚生労働省は同日、全国平均額が現在より31円増の時給961円になったと発表。改定額は10月以降順次適用されていく。

物価高騰に加え、人手不足を占む全ての働く人に企業が深刻な地方で隣接する地域や大都市圏への人口流出への懸念が強まり、賃金水準が低い地域を中心に上積み相次いだ。最低賃金はパート労働者

**最賃22道県目安額超**

全国上げ幅 出そろった **平均31円増961円**

鳥取、島根、高知、沖縄の5県が3円、山形、愛媛、熊本など8県が2円、北海道や茨城など9道県が1円を上積み。鹿児島県は目安を2円上回る32円を引き上げ、時給853円とした。残る25道府県は目安額通りで、下回る地域はなかった。改定後の最高額は東京都の1072円、最低額は鹿児島の853円。差額は219円で、これまでより2円縮まった。千円を超えたのは大阪が新たに加わり、東京、

山形	854	32 [30]
愛媛	853	32 [30]
佐賀	853	32 [30]
長崎	853	32 [30]
熊本	853	32 [30]
大分	854	32 [30]
宮崎	853	32 [30]
鹿児島	853	32 [30]

2円上乗せ